

真の理由は

バブル時代国が取った施策

国と地方を合わせた債務は（借金）は現在、約六百六十五兆円です。そして、村を含め、ほとんどの自治体が財政危機に陥っています。

原因はというと地方にも責任の一端はありますが、最も大きな原因はバブル時代に国が取った施策で、地方に借金をさせ公共事業を行ったその

ツケが回ってきたことです。

市町村の数を減らすことで借金も減らそうということですが、「自主的な市町村合併」

と、国は言うものの、実際には平成十七年までに結論を迫っています。

「合併したら道路、公園などの整備に九五%お金を貸しま



にぎわうまるごと海産まつりにさらなる夢を託す(10/5・太田名部漁港)

すよ。そしてその七十%は地方交付税であげましょう（合併特例債）と言い、「合併しなければ五年後は一二%、十年後は二二%の市町村交付税を減らします」と言っています。こうした政策は、自主財源が少なく、国から交付される地方交付税に予算の半分以上を頼る村など小さな自治体にとっては、強制はしないと

いつた感が強く残ります。全国にはさまざまな自治体があります。合併問題はもつと、個々の自治体のおかれてある環境を考え、慎重に議論すべき問題ではないでしょうか。「三千二百の市町村を千の市町村に」と言うものの、効率性の追求とか、幾つにすべきという発想だけでは、市町村のあるべき姿は見えてきません。

強制はなし

自治権の侵害になるから！

合併問題がマスコミなどで盛んに取り上げられるようになったのは、一つが合併協議会を設立するための住民の署名による直接請求が制度的に確立された（自治体有権者の五十分の一の署名で請求できます）こと。

次に、合併特例債を柱とする財源措置の平成十七年三月三十一日の期限が迫ってきたことです。

村では五十六人（平成十五年十月十四日現在）の署名で

請求ができます。合併は、国や県、市町村が決めることではないということです。

あくまで住民の皆さんが決めることなのです。（制度上は、議会が議決して決まります）。国が合併を強制することはできません。なぜなら自治権の侵害になるからです。自治権は当然住民にあり、村長や役場ではありません。主役はあくまでも村民の皆さんなのです。